

身体障害者福祉法第16条第2項に係る処分について、京都市行政手続条例第14条第1項第1号の規定により聴聞を行うので、同条例第16条第3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成25年8月30日

京都市身体障害者リハビリテーションセンター相談課長

1 処分の対象となるもの

土屋 真里絵（手帳番号 京都市第350267号）

2 聴聞の期日及び場所

平成25年9月24日午前10時

京都市身体障害者リハビリテーションセンター

3 聴聞に関する事務を所掌する組織

名称 京都市身体障害者リハビリテーションセンター相談課

所在地 京都市中京区壬生仙念町30番地

4 その他

処分の対象となるものから申し出があった場合は、上記に加え、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びに不利益処分の原因となる事実等を記載した書面を交付します。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター相談課)